

移住体験交流施設「水上」 利用要領

1 施設概要

- ・住 所 新潟県糸魚川市大字東中 809 番地
- ・利用対象 65 歳未満であって次のいずれかに該当する方
ただし、利用者の中に 18 歳未満の方がいる場合は、年齢制限を行いません。
 - ・糸魚川市への移住を希望され市を通じて定住体験される方
 - ・糸魚川市で柔軟な働き方の体験を市を通じて希望される方
- ・申 請 利用開始日の 2 月前から 14 日前までに様式第 1 号（第 7 条関係）に身分証明書のコピーを添付し提出。
- ・利用回数 単年度で 2 回、通算 4 回まで
- ・宿泊定員 6 名
- ・利用期間 1 泊 2 日～6 泊 7 日
(8 月 13 日～8 月 15 日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く)
- ・チェックイン 9:00～17:00
- ・チェックアウト 9:00～11:00
- ・利用料金 無料
ただし、クリーニング代は別途負担
- ・設 備
ユニットバス、水洗トイレ、IH システムキッチン、冷蔵庫、電子レンジ、炊飯器、食器、洗濯機、エアコン、ベッド、寝具（シーツ含む）、Wi-Fi 設備（IPOE 方式/FREE SPOT）、23.8 インチモニター 2 台、プロジェクター、駐車場 2 台分
上記以外の必要な物品はご自身でお持ちください。
※寝巻、洗面用具（タオル、歯ブラシ等）、食料等

2 利用にあたっての注意事項

(1) 設備等について

- ・利用時は市職員と入居時及び退去時に設備、備品等の確認を行います。利用者の責めに帰すべき理由により施設及び施設内の附属設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償していただきます。
- ・食器は食器棚に、鍋等はシステムキッチン内にあります。
使用後は洗浄し、所定の位置に戻してください。

- ・給湯は灯油ボイラー式です。台所、脱衣所にある電源を「入」にし、ご利用ください。なお、使用後は「切」にしてください。
- ・寝具は市職員から指定されたものをご利用ください。
- ・固定電話やテレビの設備はありません。
- ・車の駐車は敷地内とし、路上への駐車はご遠慮ください。
- ・建物内は禁煙です。
- ・石油ストーブを使用する方は、外出時・就寝前・退去時に必ず消火してください。
- ・プロジェクターを利用したい場合は、事前にお問い合わせください。
- ・施設退去時に体験内容について振り返りを行います。

(2) 清掃及びごみについて

- ・ごみは、施設に備え付けの「糸魚川市家庭ごみの分け方一覧表」を参考に分別して、ごみ箱に入れてください。
- ・ごみ出しは「ごみ集積所地図」に記載されている集積所に、家庭ごみ分別収集カレンダー（根知・小滝地区）の色にあわせて出してください。ごみ集積所に出す時間も決められていますのでご注意ください。
- ・滞在中に集積所に出せなかったごみは、袋を縛って玄関に置いてください。
- ・使用した寝具は畳んで部屋に置いてください。
- ・退去時には使用した備品を元の場所に戻し、施設（特にキッチン、トイレ、風呂、洗面所）の清掃を行ってください。
- ・退去の際は、戸締り、消灯、ストーブの消火を確認してください。

(3) 鍵の受領及び返却について

- ・鍵の受領及び返却は、原則移住体験交流施設で行います。利用開始、終了時間について、利用申請時から変更があれば事前に市企画定住課までお知らせください。万が一鍵を紛失した場合、玄関錠の交換費用を負担していただきます。

(4) 雪への対応について

- ・根知地区は豪雪地帯です。冬期にご利用される場合は、長靴や防寒着等をご持参ください。
- ・天候によっては、一晩で数十センチ程度雪が積もることがあります。雪かきが必須となりますことをご承知おきください。スコップ等は施設内にあります。
- ・お車でお越しの場合は、冬用タイヤが必須です。

事前にご利用期間中の天気予報や現地の状況をご確認ください。

(5) 事故等について

- ・施設内又は施設周辺で発生した事故に対し、市はその責めを負いません。ただし、施設が通常有すべき安全性を欠いている場合は、この限りではありません。
- ・外出の際は戸締りを忘れず、貴重品の管理に十分注意ください。万が一盗難等あった場合でも、市は一切責任を負いません。

(6) ご利用中止事項

以下のいずれかに該当する場合には、利用承認後も利用を中止させていただきます。ご了承ください。

- ・糸魚川市の承認を得ないで、利用内容又は目的を変更したとき
- ・申請時の記載内容に偽りがあったことが判明したとき
- ・施設の管理や運営に支障をきたす恐れがあるとき
- ・糸魚川市移住体験交流施設の設置に関する要綱やそれに基づく糸魚川市の指示に従わないとき
- ・建築物や付帯設備等に損害を与える恐れがあるとき
- ・承認された利用条件に違反したとき
- ・以下の禁止行為を行ったとき

※物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為を行う会場として使用すること。

※興行の用に供するために使用すること。

※展示会その他これに類する催しをすること。

※文書、図画その他の印刷物を貼付し、又は配布すること。

※宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為を行う会場として使用すること。

※近隣の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。

※施設の全部又は一部を転貸し、又はその利用の権利を譲渡すること。

※施設を損傷し、又は汚損すること。

※上記に記載のほか、施設内の秩序を乱す行為

(8) その他

- ・犬、猫等のペットを連れてのご利用はできません。
- ・移住体験交流施設のある集落、仁王堂区には、利用者の利用期間を事前にお伝えしています。地域交流をご希望の場合は、事前にご相談ください。

3 非常時の連絡先

- ・糸魚川市総務部企画定住課 電話 025-552-1511

※土日祝祭日及び夜間は、市役所宿直室につながります。

- ・火災時：119 番（糸魚川市消防本部 025-552-0119）
- ・事故・事件：110 番（糸魚川警察署 025-552-0110）

- ・医療機関

※施設に備え付けの「市内の医療機関・薬局受付時間等一覧」参照

※別添の防災ガイドブックをご確認ください。